

長野県山岳総合センター 資料集

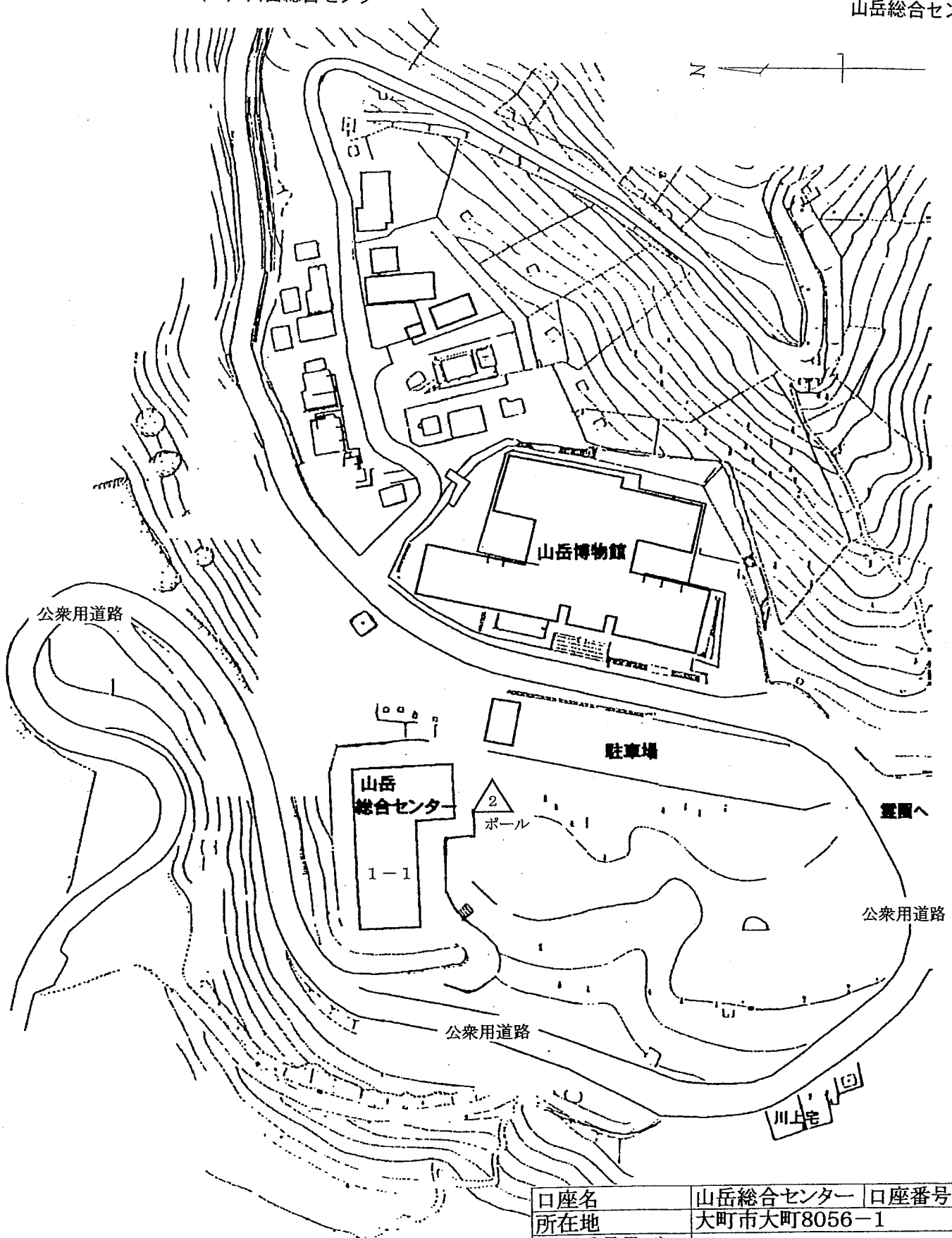
<目次>

1	施設配置図	1
2	施設平面図	3
3	施設の詳細	5
4	職員体制	5
5	施設利用状況	6
6	利用料金及び減免	7
7	管理運営経費の状況	8
8	燃料等エネルギーの使用量	8
9	修繕等の状況	9
10	外部委託の状況	9
11	貸与物品（寝具）の状況	9
12	主な事業の実施状況	10
13	備品一覧	12
14	主な物品一覧	13
15	その他の取扱いについて	13
16	地方自治法（抄）	14
17	長野県山岳総合センター条例	16
18	長野県山岳総合センター規則	19

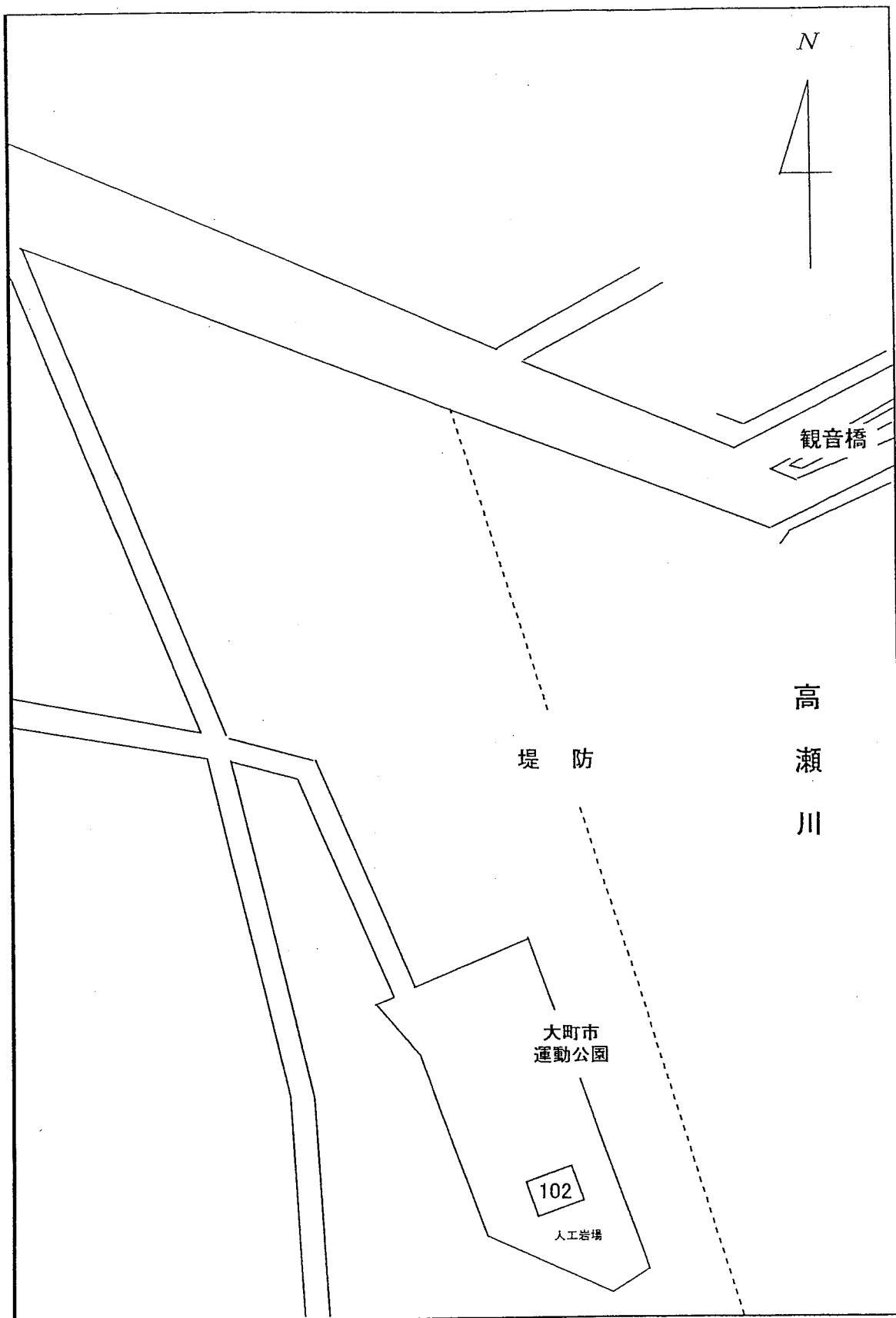
1 施設配置図

(1) 山岳総合センター

山岳総合センター



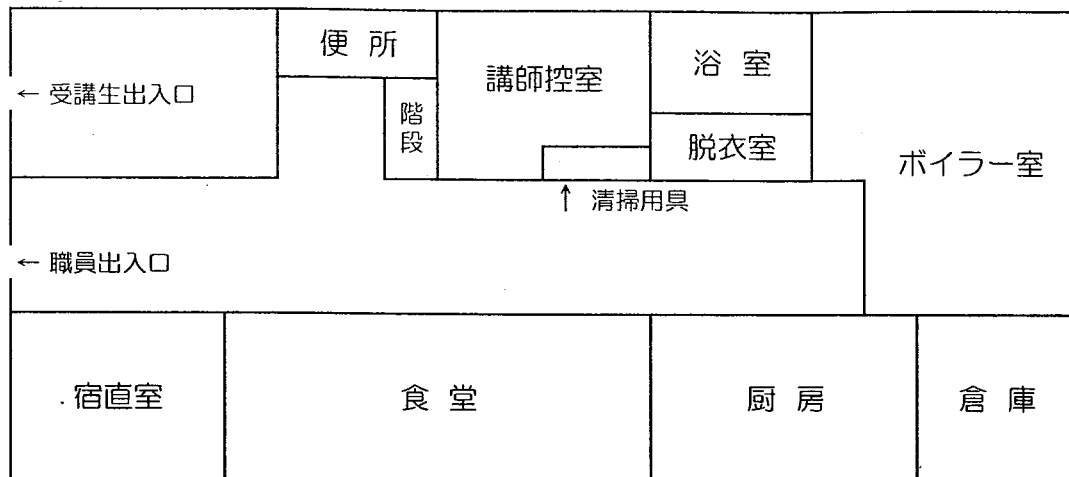
口座名	山岳総合センター	口座番号	101
所在地	大町市大町8056-1		
図面番号及び 図面の名称	3 配置図		
縮尺	1/500		
調製年月日	平成15年5月2日		
調製者の職氏名	主任 中野 直久		



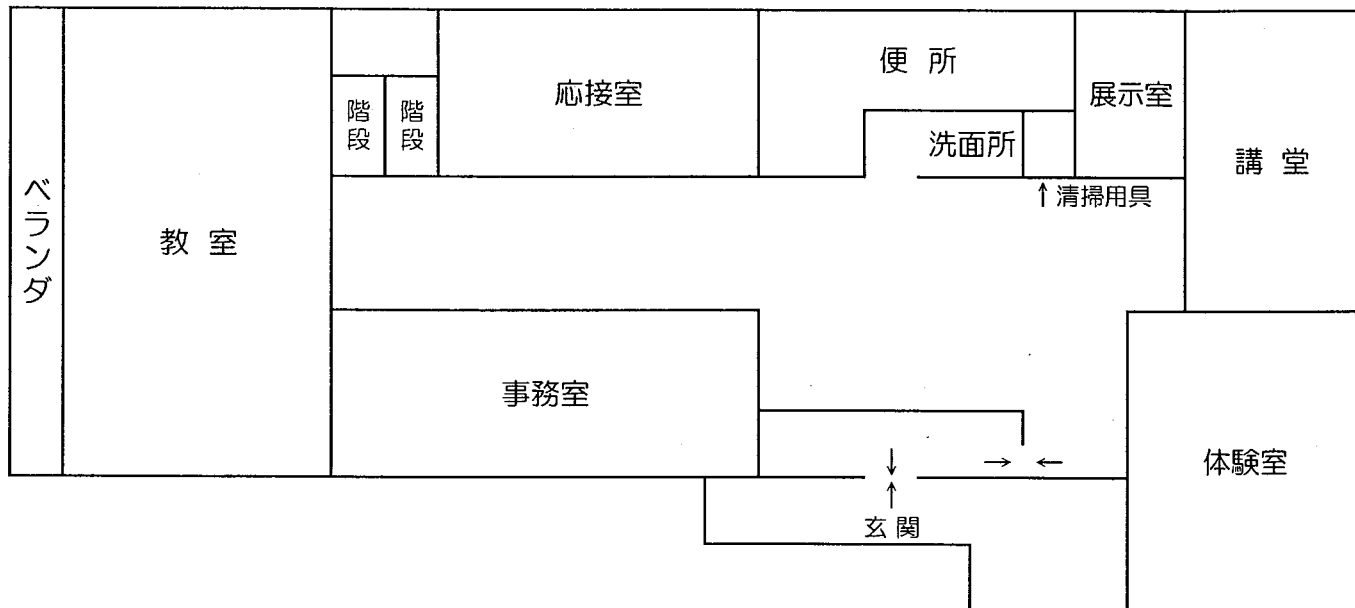
口座名	人工岩場	口座番号	102
所在地	大町市大字常盤5638-47		
図面番号及び 図面の名称	4 配置図		
縮尺			
調製年月日	平成15年5月2日		
調製者の職氏名	主任 中野 直久		

山岳総合センター建物平面図

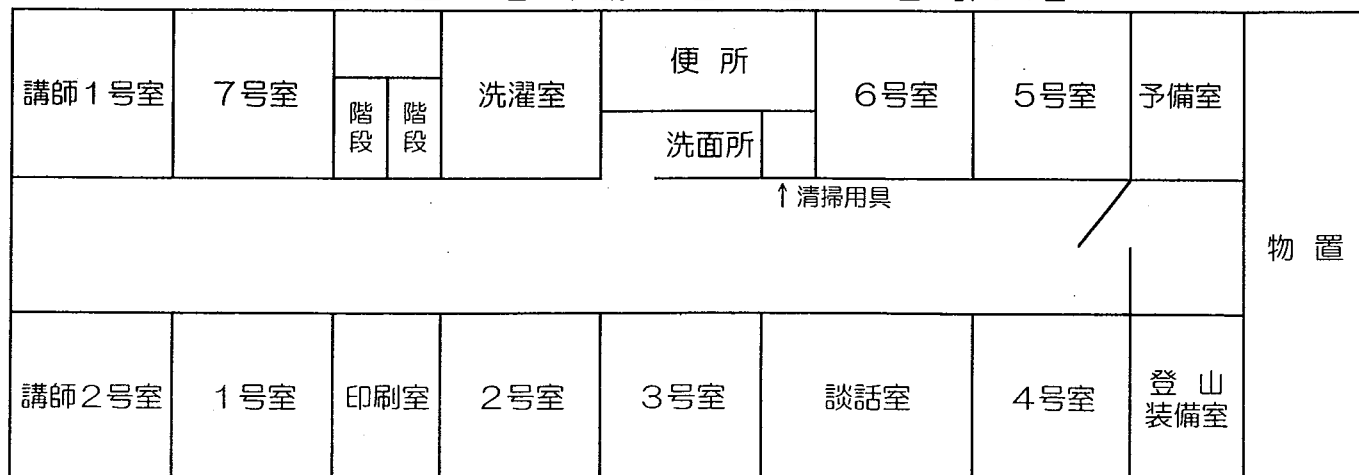
【1階】



【2階】

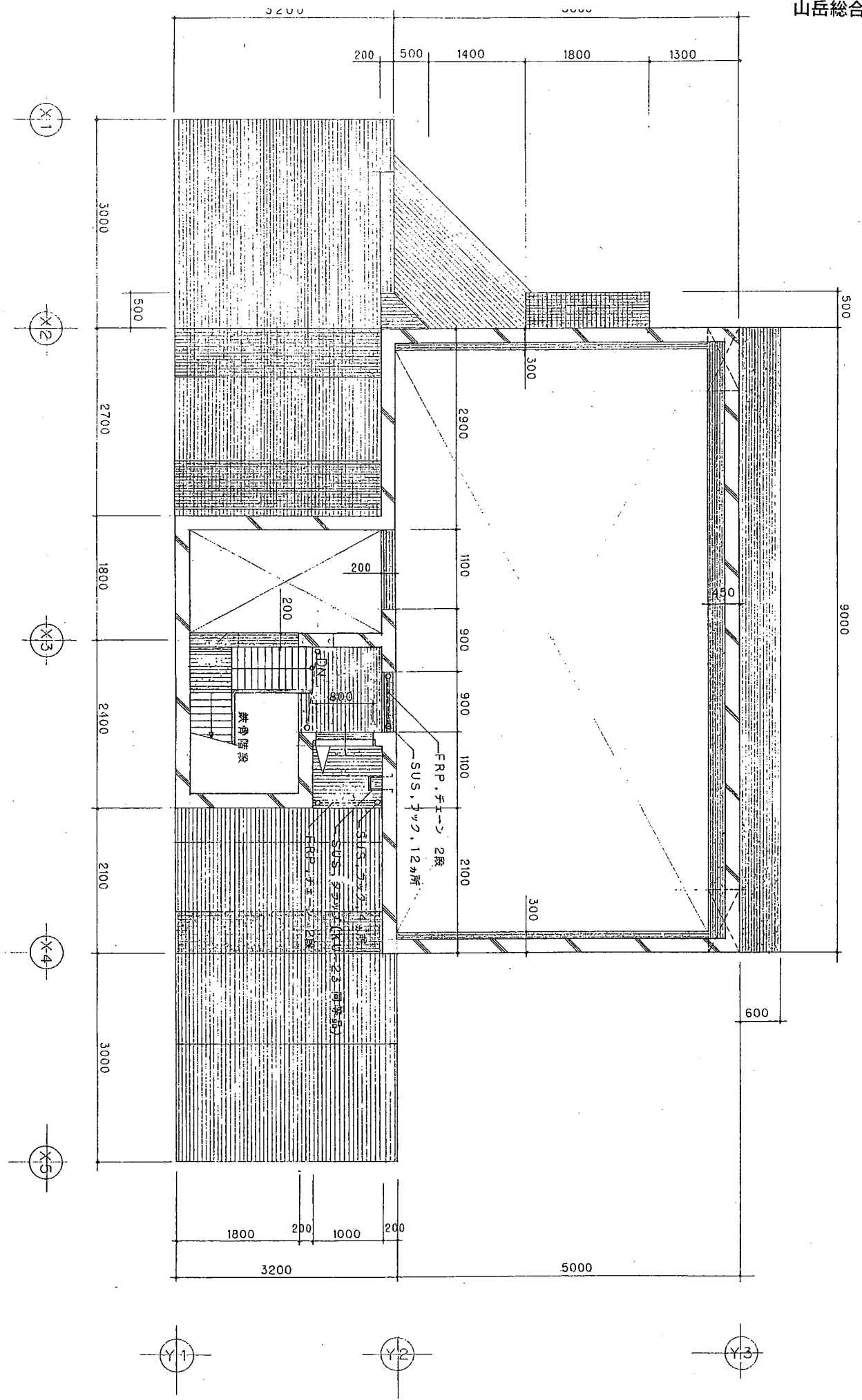


【3階】 講師4名×2室=8名 受講生8名×7室=56名 計64名



(2) 人工岩場

山岳総合センター



3 施設の詳細

(建物)

(建築面積)	515.48
延面積	1086.80

1 階	254.10	
内 訳	食堂	50.05
	厨房	22.15
	浴室	12.04
	機械室	32.92
	乾燥室	29.87
	講師控室	14.20
	宿直室	13.65
	W・C	8.00
	倉庫	10.65
	その他	60.57

2 階	483.26	
内 訳	事務室	39.92
	応接室	20.09
	講堂	120.89
	教室	83.83
	図書室	13.22
	体験室	73.50
	W・C	24.88
	洗面所	9.15
	その他	97.78

3 階	335.44	
内 訳	講師宿泊室2室	34.93
	一般宿泊室7室	122.22
	談話室	25.00
	印刷室	12.50
	予備室	14.94
	登山準備室	15.00
	洗濯室	10.09
	倉庫	59.57
	W・C	15.14
	洗面所	8.82
	その他	17.23

車庫	14.00
----	-------

4 職員体制

《令和5年度》

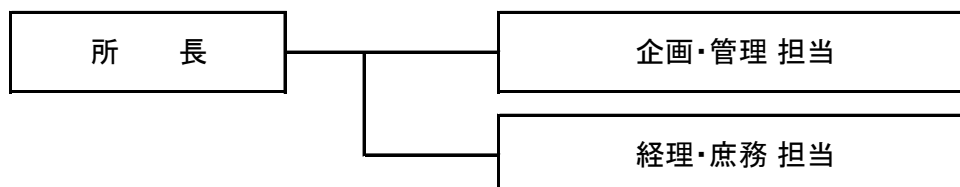
総員 3名

(内訳) 正規職員 4名 (うち1名欠員)

所長(総括) 1名

企画・管理・経理 担当職員 3名 (うち1名欠員)

(企画、管理、経理、庶務 担当)



5 施設利用状況

(1) 令和5年度(2023年度)の利用状況

月	利用事業					主催事業		合計 延べ人数
	施設全体利用		部分的利用		延べ人数	人数	宿泊	
	人数	宿泊利用	ボルダリング壁	人工岩場				
4月	11	59	246	295	611	55	0	666
5月	0	7	292	341	640	56	0	696
6月	0	35	399	351	785	21	0	806
7月	39	30	367	302	738	0	0	738
8月	49	27	281	284	641	0	0	641
9月	26	9	304	440	779	0	0	779
10月	0	16	384	171	571	10	0	581
11月	121	96	358	148	723	0	0	723
12月	12	21	292	62	387	13	0	400
1月	36	40	236	11	323	34	0	357
2月	29	18	276	38	361	0	0	361
3月	36	0	279	112	427	0	12	439
合計	359	358	3,714	2,555	6,986	189	12	7,187
前年実績	454	329	3,283	2,104	6,170	148	30	6,348
増減	△ 95	29	431	451	816	41	△ 18	839

(2) 令和4年度(2022年度)の利用状況

月	利用事業					主催事業		合計 延べ人数
	施設全体利用		部分的利用		延べ人数	人数	宿泊	
	人数	宿泊利用	ボルダリング壁	人工岩場				
4月	74	81	233	192	580	0	0	580
5月	0	0	281	310	591	43	0	634
6月	59	36	337	235	667	42	0	709
7月	23	43	301	293	660	29	6	695
8月	37	9	284	271	601	0	0	601
9月	0	8	219	288	515	0	24	539
10月	21	11	300	189	521	9	0	530
11月	126	101	304	121	652	0	0	652
12月	22	10	260	22	314	0	0	314
1月	31	11	200	53	295	25	0	320
2月	9	0	267	16	292	0	0	292
3月	52	19	297	114	482	0	0	482
合計	454	329	3,283	2,104	6,170	148	30	6,348
前年実績	262	133	2,473	1,764	4,632	301	27	4,960
増減	192	196	810	340	1,538	△ 153	3	1,388

6 利用料金及び減免(現行)

(1) 利用料金

ア 宿泊施設

区 分	金 額	
一 般	1人1泊について	1,050円
小・中学校及び高校生	1人1泊について	520円

イ 教室、講堂及び体験室

区 分	金 額		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで
専用する場合	2,700円	2,700円	2,700円
専用しない場合	1人について 150円	1人について 150円	1人について 150円

ウ 人工岩場

1人1日について 100円

(2) 利用料金の減免

減免の対象	減免額
県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が利用するとき	全 額
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用するとき	全 額
山岳遭難防止対策組織が利用するとき	全 額
多子世帯応援プレミアムパスポートの交付を受けている世帯の18歳以下の子どもが体験室を利用するとき	左欄の世帯の18歳以下の子どもの数から2を減じた人数分に相当する額

7 管理運営経費の状況

(単位:千円)

支出項目	令和5年度(2023年度)			令和4年度(2022年度)		
	管理・利用	主催事業	合計	管理・利用	主催事業	合計
給料手当	21,719		21,719	18,684		18,684
法定福利費	2,442		2,442	3,461		3,461
広告宣伝費	561		561	7		7
報償費	30		30	45		45
交際費	66	4	70	83	4	87
旅費交通費	160	541	701	140	229	369
通信費	314		314	239		239
水道光熱費	617		617	726		726
燃料費	326		326	216		216
消耗品費	194	23	217	130	2	132
備品費	924	35	959	212		212
公租公課	1,485		1,485	2,120		2,120
修繕費	92		92	163		163
保険料	379	21	400	456	16	472
保守点検費	339		339	585		585
印刷製本費	175	1	176	156		156
食糧費	25	156	181	12	112	124
リネン費	22		22	11		11
講師料	0	1,390	1,390	30	1,072	1,102
他施設利用料	0		0	0		0
支払手数料	57		57	33		33
雑費	93		93	71		71
主催事業センター利用費	0	49	49	0	53	53
合計	30,020	2,220	32,240	27,580	1,488	29,068

8 燃料等エネルギーの使用量

区分	単位	使用量		
		令和5年度(2023年度)	令和4年度(2022年度)	
燃料費	A重油	ℓ	485	216
	灯油	ℓ	418	220
	LPガス	m ³	18.4	22.0
光熱水費	電気	kwh	12,290	13,164
	水道	m ³	574	213

9 修繕等の状況

(1) 修繕の状況

(単位:円)

令和5年度(2023年度)		令和4年度(2022年度)	
内 容	金 額	内 容	金 額
パソコン修理	25,800	網戸補修用パッチ購入	764
テントポール修理	3,300	食堂厨房 水道工事	77,000
1階湯沸かし器修理	55,000	教室ベランダ アンテナ設置工事	25,300
1階トイレ水漏れ修理	7,700	ペレットストーブ修繕	60,000
計	91,800	計	163,064

(2) 登山装備・施設の更新

(単位:円)

令和5年度(2023年度)		令和4年度(2022年度)	
内 容	金 額	内 容	金 額
スピーカーヘッドマイクセット	4,477	オンライン決算用レシートプリンター	18,040
ボルダリングホールド	141,000	パソコン用スピーカー	2,591
ワイヤレスマイク	6,980	プロジェクター	68,750
マキタクリーナー	15,460	ドローン認識用IDタグ	43,560
会計ソフト	2,310	蛇口ヒーター	1,580
ライブカメラ	36,300	ビーコン用練習グッズ	770
ライブカメラ取付部品	3,062	子ども用クライミングヘルメット	76,230
ライブカメラ用コンセント	3,656		
人工岩場終了点	15,620		
教室アルミブラインド	30,338		
USBメモリー	1,078		
ミニコーン	1,410		
子ども用ハーネス	46,002		
クライミングシューズ	54,054		
クライミングカラビナ	39,204		
パソコン2台	416,460		
そり4台	1,196		
1階湯沸かし器	93,500		
上履き用サンダル	46,292		
計	958,399	計	211,521

10 外部委託の状況 <<令和5年度(2023年度)>>

(単位:円)

業務の名称	業務の内容	金 額
消防設備点検業務	消防法の規定に基づく点検	139,370
浄化槽保守点検	浄化槽法の規定に基づく点検	51,100
人工岩場保守点検	人工岩場の安全確保	272,250

11 貸与物品(寝具)の状況

種 類	数 量	種 類	数 量
羽毛掛布団(1400×2000)	64	毛布(1400×2000)	64
羊毛混敷布団(1000×2000)	64	枕(300×450)	64
賃貸料		450円/人・回	
手配方法		受講生から使用料を預かり、月毎に業者の指定口座に振り込む	

12 主な事業の実施状況

(1) 主催講習の実施状況 <<令和5年度(2023年度)>>

実施月	記号	講習名	日程			定員	参加	内容	
			開始日	終了日	日数				
4	M1	Mountain Salon 4月	4月1日(土)	~	4月1日(土)	1日	4	2	登山とクライミングのビギナー向けプライベート講習。ステップアップレッスンとしてロープクライミング、ボルダリングについて個人のレベルに合わせた指導を行う。
	J1	わいわいボルダリング教室	4月12日(水)	~	4月12日(水)	1日	20	17	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	H1	ヤマの地質学、入門!	4月22日(土)	~	4月23日(日)	2日	15	16	年5回のシリーズで実施。第1回は、センターと大町市内にて岩石の種類について座学と実地で学ぶ基礎講座を開催。
	J2	わいわいボルダリング教室	4月26日(水)	~	4月26日(水)	1日	20	19	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	A1	A1「すごいぞ!信州の山シリーズ」① 春らんまん!戸隠で植物観	4月28日(金)	~	4月28日(金)	1日	15	23	戸隠にある戸隠地質化石博物館の協力を得て植物の観察会を実施。春の植物を観察。
5	M2	Mountain Salon 5月	5月1日(月)	~	5月1日(月)	1日	4	6	登山とクライミングのビギナー向けプライベート講習。体験ロープクライミング、ステップアップレッスン(ロープクライミング/ボルダリング)について、個人のレベルに合わせた指導を行った。
	J3	わいわいボルダリング教室	5月10日(水)	~	5月10日(水)	1日	20	17	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	E1	マルチピッチクライミング教室①	5月13日(土)	~	5月13日(土)	1日	16	16	これからマルチピッチクライミングを始めようと思っている方が人工壁や自然の岩場でマルチピッチクライミングの基礎を学ぶ。初回は人工壁でマルチピッチクライミングのシステムと懸垂下降の練習を行った。
	B1	教室①「たかがり山で野鳥観察!」	5月13日(土)	~	5月13日(土)	1日	12	21	早朝の鷹狩山で野鳥観察会を実施。
	S1	シニア安全登山教室①	5月18日(木)	~	5月18日(木)	1日	15	20	シニア世代の方が、「安全に・楽しく・元気に」登山を実践するための知識や技術を身に付ける教室。「信州の山を、安全に楽しく登ろう」というテーマで、1回目は安曇野市の光城山から長峰山に登った。
	H2	ブラ上高地~歩いて知ろう!上高地の成り立ち~	5月20日(土)	~	5月21日(日)	2日	15	14	信州大学の原山智先生を講師に、信州の山の成り立ちを地質学的な観点から学ぶ「ハラヤマ探偵団」シリーズの第2回目。上高地の成り立ちについて学んだ。
	J4	わいわいボルダリング教室	5月24日(水)	~	5月24日(水)	1日	20	16	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	P1	登山の引率 はじめの一步~学校登山引率者向け~	5月25日(木)	~	5月25日(木)	1日	15	18	県体育センターと合同開催した教職員向けの研修講座。基本的な登山の知識や技術を講義及び鷹狩山登山(1,164m)を通して学んだ。
E2	マルチピッチクライミング教室②	5月28日(日)	~	5月28日(日)	1日	16	16	これからマルチピッチクライミングを始めようと思っている方が人工壁や自然の岩場でマルチピッチクライミングの基礎を学ぶ。2回目は、立木での支点構築や懸垂下降などを学び、2ピッチのマルチピッチクライミングや屋上からの懸垂下降など実践的に行った。	
6	M3	Mountain Salon 6月	6月1日(木)	~	6月1日(木)	1日	4	10	登山とクライミングのビギナー向けプライベート講習。ステップアップレッスン(ロープクライミング/ボルダリング)、読図について、個人のレベルに合わせた指導を行った。
	R1	スキルアップ研修会(岩登り)	6月3日(土)	~	6月3日(土)	1日	20	12	山岳会や登山仲間のリーダーやリーダーを目指す方向けに、アルパインクライミングの安全な実践方法と初心者への指導法を学ぶ研修会を開催。
	Q1	高校生キャンプ I	6月10日(土)	~	6月11日(日)	2日	15	4	アウトドアスポーツに興味のある高校生が登山について学び、読図や野外調理、テント泊、クライミングなど1泊2日で体験。
	J5	わいわいボルダリング教室	6月14日(水)	~	6月14日(水)	1日	20	15	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	E3	マルチピッチクライミング教室③	6月17日(土)	~	6月17日(土)	1日	16	16	これからマルチピッチクライミングを始めようと思っている方が人工壁や自然の岩場でマルチピッチクライミングの基礎を学ぶ。3回目は、物見岩で今まで学んだ事を実践的練習を行った。
	E4	マルチピッチクライミング教室④	6月18日(日)	~	6月18日(日)	1日	16	13	マルチピッチクライミング教室の必須受講全3回を受講した方向けに、さらに実践的な内容でのオプション講習を実施。これまでの復習に加えて、ナチュラルプロテクションの基本なども学んだ。
	T1	信州山岳アウトドア研修①	6月21日(水)	~	6月21日(水)	1日	15	10	登山者と接する機会の多いアウトドアショップスタッフと長野県山岳総合センター職員が、情報共有や基本的な登山技術・知識を相互に学ぶ。またこの研修を通してアウトドア業界として連携を深めるとともに、安全登山に対する意識を高めた。
	J6	わいわいボルダリング教室	6月28日(水)	~	6月28日(水)	1日	20	17	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
Q2	高校山岳部顧問登山研修会	6月29日(木)	~	6月29日(木)	1日	10	3	高校山岳部の顧問・指導者が、山岳部の活動の中で、安全に登山するための知識・技術・リスクマネジメントスキル・危急時対応力を身に付ける研修会を開催。	
7	M4	Mountain Salon 7月	7月1日(土)	~	7月1日(土)	1日	4	3	登山とクライミングのビギナー向けプライベート講習。7月はステップアップレッスン(ボルダリング)について、個人のレベルに合った登り方のコツや今後のトレーニングの指導などを行った。
	F1	夏山リーダーコース① 夏山リーダーとしての安全登山の知識と技術	7月1日(土)	~	7月2日(日)	2日	12	4	安全登山の基本や登山のリスク、基本的なロープワーク、危急時の対策について山岳センターと嶽ノ峰で講習を行った。
	G1	オンラインで学ぼう!安全な夏山登山	7月5日(水)	~	7月5日(水)	1日	30	181	センター単独では初のオンライン講座。夏山の本格的なシーズンを前に、安全登山について県内外の登山者に広く啓発する目的で実施した。後日、録画した動画を配信。
	S2	シニア安全登山教室②	7月12日(水)	~	7月12日(水)	1日	15	19	シニア世代の方が、「安全に・楽しく・元気に」登山を実践するための知識や技術を身に付ける教室。2回目は、地元鷹狩山に登りながら、服装や装備、歩き方の基本といった、安全登山の知識や技術の基本を学んだ。
	F2	夏山リーダーコース② 無雪期登山のリスク回避と対応の実践	7月22日(土)	~	7月23日(日)	2日	12	4	安全登山の基本や登山のリスク、基本的なロープワーク、危急時の対策について講習を実施。2回目は、人工岩場と京が倉でリスク回避の技術と傷病の応急処置について学んだ。
	B2	教室②「夜の昆虫観察!」	7月27日(木)	~	7月27日(木)	1日	12	27	子どもと保護者対象の、昆虫の観察会を実施。大町山岳博物館の職員を講師に、特に夜間に活動する昆虫を観察した。
	B3	教室③「親子スポーツクライミング教室」	7月30日(日)	~	7月30日(日)	1日	25	17	毎年夏休み中に開催している、親子対象のスポーツクライミング教室。
8	M5	Mountain Salon 8月	8月1日(火)	~	8月1日(火)	1日	4	5	登山とクライミングのビギナー向けプライベート講習。8月はステップアップレッスン(ボルダリング/ロープクライミング)、体験ロープクライミングについて、個人のレベルに合った登り方のコツや今後のトレーニングの指導などを行った。
	H3	乗鞍岳~大地と植物のステキな関係~	8月5日(土)	~	8月6日(日)	2日	15	14	山の地質について学ぶシリーズの第3回目。乗鞍岳の成り立ちと、その特色、また地質と植生との関係について学んだ。
	P2	信州の山で学ぼう~唐松岳~2,696m~	8月8日(火)	~	8月8日(火)	1日	30	26	県体育センターと共同開催の教職員対象の研修講座。唐松岳を日帰り登山。
	J8-1	わいわいボルダリング教室⑧	8月9日(水)	~	8月9日(水)	1日	20	11	夏休み期間を利用して、わいわいボルダリング教室対象者のロープクライミング体験を実施。普段やっているボルダリングとは違う、屋外の高い壁でのクライミングにチャレンジした。
	F3	夏山リーダーコース③ 夏山リーダーとしての安全登山の知識と技術まとめ	8月19日(土)	~	8月20日(日)	2日	12	4	安全登山の基本や登山のリスク、基本的なロープワーク、危急時の対策について七倉沢で講習を行った。3回目は沢地形でのリスク回避の技術と危急時のロープワーク、傷病の応急処置を学んだ。
	J9	わいわいボルダリング教室	8月23日(水)	~	8月23日(水)	1日	20	15	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
9	M6	Mountain Salon 9月	9月1日(金)	~	9月1日(金)	1日	4	6	登山とクライミングのビギナー向けプライベート講習。8月はステップアップレッスン(ボルダリング)、体験ロープクライミングについて、個人のレベルに合った登り方のコツや今後のトレーニングの指導などを行った。
	R2	スキルアップ研修会(危急時対策)	9月2日(土)	~	9月2日(土)	1日	20	12	リーダーやリーダーを目指す方が、登山におけるトラブルの回避、発生したトラブルへの対応の仕方と、それらを初心者へ指導する方法について研修。
	B4	教室④「子どもクライミング教室」	9月3日(日)	~	9月3日(日)	1日	12	11	長野県山岳協会ジュニア委員会と共催で実施。
	J10	わいわいボルダリング教室	9月13日(水)	~	9月13日(水)	1日	20	15	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。

実施月	記号	講習名	日程			定員	参加	内容	
9	S3	シニア安全登山教室③	9月14日(木)	～	9月14日(木)	1日	15	16	シニア世代の方が、「安全に・楽しく・元気に」登山を実践するための知識や技術を身に付ける教室。3回目は、飯田市にある風越山の前山、虚空蔵山に登りながら、「登山中、トラブル発生！さあどうしよう」というポイントで、安全登山の知識や技術の基本を学んだ。
	A2	A2「すごいぞ！信州の山シリーズ」② 湯俣溪谷で山ごはんを作ろう！	9月23日(土)	～	9月24日(日)	2日	12	14	登山時の自炊の仕方、栄養価を考えた食事メニューとその作り方を学ぶ講座を、山小屋・晴嵐荘の協力を得て実施。今回は山の仲間づくりを目的に、対象者を独身登山者に限定。
	J11	わいわいコンペA	9月24日(日)	～	9月24日(日)	1日	20	11	小学生対象のボルダリング教室。前期の最終回はコンペを行った。
10	J12	わいわいボルダリング教室	10月4日(水)	～	10月4日(水)	1日	20	23	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	S4	シニア安全登山教室④	10月13日(金)	～	10月13日(金)	1日	15	16	シニア世代の方が、「安全に・楽しく・元気に」登山を実践するための知識や技術を身に付ける教室。4回目は、松本市と上田市にまたがる美ヶ原の王ヶ頭と武石峰に登りながら、「地図と友達になろう」というテーマで、安全登山の知識や技術の基本を学んだ。
	T2	信州山岳アウトドア研修②	10月18日(水)	～	10月18日(水)	1日	15	10	登山者と接する機会の多いアウトドアショップスタッフと長野県山岳総合センター職員が、情報共有や基本的な登山技術・知識を相互に学ぶ。またこの研修を通してアウトドア業界として連携を深めるとともに、安全登山に対する意識を高めた。
	P3	信州の山で学ぼう～守屋山～1,651m～	10月21日(土)	～	10月21日(土)	1日	10	2	学校教職員を対象に、『守屋山』に登りながら周辺の自然や歴史を知るとともに、登山の基礎的知識や技能を身につけることを狙いとした講座を開催。
	J13	わいわいボルダリング教室	10月25日(水)	～	10月25日(水)	1日	20	22	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	G2	山でのビバーク技術と緊急時対応	10月28日(土)	～	10月29日(日)	2日	15	9	夏山登山経験者が、緊急時対応の仕方(応急処置やロープワーク)を、山でツェルトを利用したビバーク泊登山を通して学ぶ。
11	M8	Mountain Salon 11月	11月1日(水)	～	11月1日(水)	1日	4	4	登山とクライミングのビギナー向けプライベート講習。11月は読書講習について、それぞれのレベルに合わせた指導を行った。
	S5	シニア安全登山教室⑤	11月1日(水)	～	11月1日(水)	1日	15	9	シニア世代の方が、「安全に・楽しく・元気に」登山を実践するための知識や技術を身に付ける教室。最終回は、諏訪市と伊那市にまたがる守屋山に登りながら、「いつまでも元気に山登りを楽しもう」というテーマで、いつまでも安全に山登りを楽しむコツについて学んだ。
	J14	わいわいボルダリング教室	11月8日(水)	～	11月8日(水)	1日	20	23	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	R3	スキルアップ研修会(スポーツクライミング)	11月11日(土)	～	11月11日(土)	1日	20	6	スポーツクライミングの指導者を目指す方やルートセットに興味のある方が、実際にルートセットを体験し、ホールドのつけ方、ムーブのメカニズムなどを学ぶ。
	H4	激動の大地・神々の宿る山、戸隠	11月18日(土)	～	11月19日(日)	2日	15	16	信州大学の原山智先生を講師に、信州の山の成り立ちを地質学的な観点から学ぶ、「ハラヤマ探偵団」シリーズ。第4回目は、戸隠地質化石博物館にも協力を頂き、戸隠地域の地質やその成り立ち、人と大地のかかわりなどについても幅広くお話をいただいた。
12	G3	オンラインで学ぼう！安全な雪山登山	11月30日(木)	～	11月30日(木)	1日	30	110	一般登山者向けに安全登山の啓発のためのオンライン講座。2回目は、冬山の遭難防止に向けて、県警山岳救助隊・副隊長である母袋氏をお呼びして、「雪山遭難事例に学ぶ」と題して実施した。
	A3	A3「すごいぞ！信州の山シリーズ」③ 信州の昆虫を食べよう！	12月9日(土)	～	12月9日(土)	1日	12	13	市立大町山岳博物館で開催している特別展との共催事業。信州における、山の恵みと人との関わりを考えるというテーマの中で、昆虫食を取り上げた。
	J15-1	わいわいボルダリング教室	12月13日(水)	～	12月13日(水)	1日	20	18	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	J16	わいわいボルダリング教室	12月6日(水)	～	12月6日(水)	1日	20	23	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	J17	わいわいボルダリング教室	12月20日(水)	～	12月20日(水)	1日	20	19	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
1	J18	わいわいボルダリング教室	1月10日(水)	～	1月10日(水)	1日	20	21	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	G4	AvSAR基礎コース (日本雪崩ネットワークと共催予定)	1月13日(土)	～	1月13日(土)	1日	15	14	雪崩対策装備の重要性や雪崩捜索救助の全体の流れを理解し、大規模な現場で要員として動けるようになる事を目的として、日本雪崩ネットワークと共同で開催。
	A4	A4「すごいぞ！信州の山シリーズ」④ 信州の冬の使者・渡り鳥を観察しよう！	1月14日(日)	～	1月14日(日)	1日	15	7	コハクチョウの飛来地として有名な「御宝田遊水池」で、冬ならではの渡り鳥を中心とした野鳥観察会を実施。
	J19	わいわいボルダリング教室	1月24日(水)	～	1月24日(水)	1日	20	12	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	G5	セーフティキャンプ with日本雪崩ネットワーク	1月27日(土)	～	1月28日(日)	2日	16	16	雪崩への理解を深め、行動マネジメントによる雪崩リスク軽減を目的とした、日本雪崩ネットワークと共同開催の講習会。滑走者コース・登山者コースに分けて実施。
2	F4	雪山リーダーコース① 積雪期登山のリスク回避と対応の実践Ⅰ	2月3日(土)	～	2月4日(日)	2日	12	5	パーティーのリーダーとして、雪山初級ルートにメンバーを連れて安全に登山するための知識・技術・マネジメントスキル・緊急時対応力を身に着けた。
	B6	教室⑥「雪のたかがり山ハイク！」	2月3日(土)	～	2月3日(土)	1日	15	8	小学生及び保育園年長と保護者を対象とした、雪の鷹狩山への登山を実施。
	J20	わいわいボルダリング教室	2月14日(水)	～	2月14日(水)	1日	20	19	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
	F5	雪山リーダーコース② 積雪期登山のリスク回避と対応の実践Ⅱ	2月17日(土)	～	2月18日(日)	2日	12	6	パーティーのリーダーとして、雪山初級ルートにメンバーを連れて安全に登山するための知識・技術・マネジメントスキル・緊急時対応力を身に着ける。ルートファインディング、悪天候での休憩の取り方、緊急時の対応について黒沢尾根で実践した。雪山テント泊。
	G6	冬山登山の実践(雪洞泊)	2月17日(土)	～	2月18日(日)	2日	12	7	雪山テント泊登山における登山技術(ラッセル、雪山テント泊、雪洞構築、雪崩対策装備の使い方等)を学ぶ講習会。
	J21	わいわいボルダリング教室	2月28日(水)	～	2月28日(水)	1日	20	20	小学生対象のボルダリング教室。今年度からAクラス、Bクラスの2部制で開催。
3	F6	雪山リーダーコース③ 雪山リーダーとしての安全登山の知識と技術まとめ	3月2日(土)	～	3月3日(日)	2日	12	6	パーティーのリーダーとして、雪山初級ルートにメンバーを連れて安全に登山するための知識・技術・マネジメントスキル・緊急時対応力を身に着ける。
	H5	地球を造るSiO ₂ !?その奥深い世界へ…	3月9日(土)	～	3月10日(日)	2日	15	12	山の地質について学ぶシリーズ。最終回は、岩石を形作る元素についての講義と、実際に岩石のサンプルを標本化した。
	J22	わいわいコンペB	3月10日(日)	～	3月10日(日)	1日	20	20	小学生対象のボルダリング教室。最終回はコンペを行った。

(2) 講習以外の事業の実施状況

ア.調査研究事業

登山を取り巻く環境変化や登山者意識の動向等を把握し、研修講座の充実を図る調査研究事業。

《令和5年度(2023年度)》 中学校登山 生徒意識アンケート調査

イ.援助・相談

安全な学校登山等を実施するため、また引率者等の資質の向上のため、要請に応じて職員を派遣して、事前学習等を実施。

ウ.信州登山案内人事業に係る支援

- ・信州登山案内人試験について、県観光部の依頼により、筆記試験問題の作成、事前説明会、実技試験の実施及び試験員の確保等
- ・信州登山案内人講師研修会の実施

13 備品一覧

品目	名称	数量	規格	取得価格	取得年月日
動物標本	剥製	1	月の輪熊(オス)	100,000	1971/9/13
植物模型	コマクサ	1		111,500	1976/2/28
植物模型	トウヤクリンドウ	1		112,500	1976/2/28
植物模型	ウサギギク	1		120,000	1977/8/24
植物模型	ミヤマリンドウ	1		140,000	1977/8/24
映写機	16ミリ映写機	1	エルモ16-AA	250,000	1978/6/26
植物模型	ハクサンフウロ	1		117,000	1978/8/25
植物模型	チングルマ	1		140,000	1979/6/12
植物模型	シナノキンバイ	1		120,000	1979/6/12
植物模型	イワウメ	1		100,000	1979/6/12
植物模型	ハクサンイチゲ	1		160,000	1980/7/12
植物模型	ミヤマダイコンソウ	1		150,000	1980/7/12
その他の通信機器	所内放送機器一式	1		148,700	1981/8/26
植物模型	ミヤマウスユキソウ	1		110,000	1981/9/24
植物模型	ウラシマツツジ	1		110,000	1981/9/24
植物模型	ミヤマキンポウゲ	1		140,000	1981/9/24
映画フィルム	登山のすすめ	1	16ミリカラー—33分	150,000	1982/2/15
植物模型	キバナシャクナゲ	1		230,000	1982/8/31
植物模型	シラタマノキ	1		130,000	1982/8/31
映画フィルム	氷雪技術	1		105,000	1982/11/9
植物模型	ミズバショウ	1		352,000	1983/8/31
映画フィルム	岩登り技術(基礎編)	1		108,000	1983/6/23
植物模型	イブキジャコウソウ	1		156,600	1984/11/27
植物模型	オオバキスミレ	1		118,400	1984/11/27
ストーブ	ペレットストーブ	1	信州型 770×810×400(mm)	350,000	2006/8/24
ドローン	Mavic 2 Zoom	1		165,000	2020/7/3
診療治療器具	自動体外式除細動器(AED)	1	AED3100	101,420	2023/9/29

14 主な物品一覧

(1) 管理運営関係物品

○1階

- ・食堂／厨房 テーブル、椅子、ガス窯、ガスコンロ、鍋、食器 等

○2階

- ・事務室 事務用机、椅子、プリンター、書棚、ロッカー、耐火金庫 等
- ・応接室 応接セット、書棚、ロッカー 等
- ・教室 会議用テーブル、椅子、美術品 等
- ・談話室 会議用テーブル、椅子、美術品 等

○3階

- ・倉庫 長野県山岳連盟海外遠征隊登山資料等
(ギャチュンカン登山隊、イラン女子登山隊、インドヒマラヤ登山隊、
第6次日中合同隊)

(2) 登山装備品

- ・幕営装備 テント、ツェルト、ガスストーブ、ケロシンストーブ、コッヘル 等
- ・登攀用具 ロープ、ハーネス(大人用・子ども用)、ヘルメット(大人用・子ども用)、カラビナ各種、スリング各種、ロックハンマー、確保器・下降器 等
- ・登攀用具(冬季) ピッケル、アイゼン、ショベル、雪崩ビーコン 等
- ・その他 トランシーバー、パルスオキシメーター 等

15 その他の取扱いについて(現行)

(1) 登山用具、視聴覚教材等の貸し出しについて

- ・山岳関係団体の研修等にセンター所蔵の登山用具、視聴覚教材等を貸し出す。

(2) 利用者駐車場について

- ・研修の際の受講者駐車場については、十分なスペースの駐車場が無いため、大町市霊園の駐車場を借用している。(センターから400m、徒歩5分)

(3) 人工岩場、ボルタリング壁の保守点検について

ア 人工岩場

- ・年1回、業者委託による保守点検の他、随時職員が点検を実施している。
- ・正面スポーツクライミング壁については、年1回程度、壁面からホールドを撤去し、清掃とルートの組み替えを実施している。

イ ボルダリング壁

- ・年1回程度、壁面からホールドを撤去し、清掃とルートの組み替えを実施している。
- ・一部の壁面については、月1回程度、ルートの組み替えを実施している。

16 地方自治法（抄）（昭和22年4月17日法律第67号）

第九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2～6（略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

8～12（略）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2～3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

改正 平成23年7月14日条例第29号 平成28年3月22日条例第25号
令和2年3月19日条例第18号 令和5年12月25日条例第26号

「長野県山岳総合センター設置条例」をここに公布する。

長野県山岳総合センター条例
題名改正〔平成23年条例29号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、山岳総合センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 山岳に関する研究及び調査並びに安全な登山に関する知識及び技能の普及啓発その他の山岳における野外活動に関する教育事業並びに山岳における野外活動に関する普及事業を行うため、長野県山岳総合センター（以下「センター」という。）を大町市に設置する。

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、センターの管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) センターの概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第7条 第5条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センターの管理の方法その他のセンターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第9条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所

在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 山岳に関する研究及び調査並びに山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) センターの利用時間について、午前9時から午後8時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、利用者がその利用に関し他人の迷惑になるような行動をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第12条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(利用料金の納付等)

第13条 センターを利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者は、既に納付された利用料金は還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、知事が定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用の申込みをした者が知事が定める日までにその申込みを取り消したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(管理等の委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月14日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の長野県山岳総合センター条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第9条まで及び新条例第12条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成28年3月22日条例第25号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第18号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日条例第26号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（別表）（第13条関係）

1 宿泊施設

区分	金額
一般	1人1泊について 1,050円
小・中学生及び高校生	1人1泊について 520円

2 教室、講堂及び体験室

区分	金額		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後8時まで
専用する場合	2,700円	2,700円	2,700円
専用しない場合	1人について 150円	1人について 150円	1人について 150円

3 人工岩場

1人1日について 100円

（備考）宿泊を伴う利用（専用する場合においては当該利用に係る参加者全員が宿泊する場合に限る。）については、適用しない。

18 長野県山岳総合センター規則

令和6年3月28日
長野県規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び長野県山岳総合センター条例（昭和44年長野県条例第33号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県山岳総合センター（以下「センター」という。）の管理等に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を利用を開始する日の前10日までに条例第4条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、教室、講堂及び体験室を専用しないで利用する場合にあっては、利用しようとする日において口頭によることができる。

- (1) 氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 利用目的
- (3) 利用日時
- (4) 利用人員
- (5) 利用する施設の名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書（教室、講堂及び体験室を専用しないで利用する場合にあっては、その利用券）を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の利用の変更を承認したときは、その変更承認書を交付しなければならない。
- 3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他のセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用に關し他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 施設又は備品を損傷しないこと。
- (3) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。
- (4) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 施設内に爆発物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、これを清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第5条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第11条第3号の規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者氏名

長野県山岳総合センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県山岳総合センター条例第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。